

合併協議会だより

第5号

平成15年8月1日

発行

■編集・発行 釧路地域6市町村合併協議会
■住 所 〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地 釧路錦町立体駐車場1階
TEL 0154-31-8580・31-8781 FAX 0154-22-7060
URL: <http://www.kushiro-gappei.jp> E-mail: 6shityoson@kushiro-gappei.jp

▶先行調整項目の報告を行った各小委員会委員長（壇上は行財政小委員会・小西委員長）



第4回 合併協議会

調整方針(案) 98項目を承認

合併判断の時期 12月中旬に変更

合併協議会では、去る7月7日に第4回協議会を釧路市内のホテルで開催し、4月以降、各専門部会、小委員会でも検討を進めてきた先行調整項目（2ページ参照）等に係る調整方針(案)について、報告があった98項目を承認しました。

また、今年1月の第2回合併協議会で確認された「合併協議会の全体スケジュール」の修正についても協議を行い、各市町村における合併判断の時期を、12月中旬を期限とする修正案が承認されました。

先行調整項目等の調整方針については、それぞれ担当している6つの小委員会の委員長から、6月までに小委員会での協議を終えた項目について順次報告があり、行財政小委員会26項目、住民生活小委員会18項目、健康福祉小委員会19項目、産業経済小委員会16項目、都市環境小委員会6項目、教育文化小委員会13項目の計98項目(先行調整項目92項目、その他の項目6項目)について承認されました。

この他の報告事項として、平成14年度歳入・歳出決算及び監査結果について報告が行われ、承認された他、各小委員会の開催状況や4月に実施

された「新市建設計画策定に向けた意向調査」の結果についても報告が行われました。

また、協議事項として、合併協議会の今後のスケジュールについて協議が行われ、各市町村における合併判断の時期については、元々9月をひとつの目標としながらも、ある程度の幅を持って考えていたこと、各市町村から住民説明に十分な時間を取りたい旨の話があったこと、国において合併手続きの迅速化が進められていることなどから、12月中旬を期限とし、年内に協議会を開催して方向性を確認するという修正案が承認されました。

特報!

先行調整項目調整方針（要約編）

先の第4回合併協議会で承認された、6市町村における住民サービスや行政制度などの違いを調整する調整方針のうち、「先行調整項目」に係る92項目の内容についてお知らせします。

なお、掲載に当たりましては、紙面の関係から、協議会で承認された内容を要約の上掲載しております。

市町村計画に関する事	6項目	1項目	3項目
行政組織機構に関する事	6項目	3項目	4項目
入札・検査に関する事	1項目	4項目	4項目
情報化の推進に関する事	2項目	5項目	5項目
消防・防災・治安に関する事	3項目	5項目	5項目
税務に関する事	4項目	6項目	6項目
住民活動に関する事	3項目	6項目	6項目
福祉に関する事	16項目	7項目	9項目
保険・年金に関する事	3項目	3項目	10項目
保健医療に関する事	3項目	9項目	10項目
環境衛生に関する事	3項目	3項目	10項目
環境保全に関する事	162項目	11項目	11項目
経済に関する事	136項目	13項目	11項目
上下水道等に関する事	4項目	14項目	13項目
教育・文化に関する事	16項目	14項目	13項目
行政委員会に関する事	1項目	16項目	14項目
一部事務組合等に関する事	2項目	17項目	16項目
公社等に関する事	1項目	17項目	16項目

調整方針の内容

次の区分により、方向性を調整しています。

〔調整の方向性〕

「統合・同一内容」

現在のサービスや制度が6市町村で同一のため、現行のまま新市に引き継ぐもの。

「統合・一本化」

いずれかの市町村のサービスや制度に一本化するもの。

「再編」

現在のサービスや制度を見直し、新たなサービスや制度に変更するもの。

「廃止」

現在のサービスや制度を廃止するもの。

「調整猶予」

法律で期間が定められていたり、調整が多方面にわたり時間を要することなどの理由により、当面、現行どおりサービスや制度を存続し、新市になってから改めて調整するもの。

「その他」

調整方針が複数になったりするなど、上記のいずれにも該当しないもの。

〔調整の時期〕

「合併時」

合併時に、統合、再編、廃止を行うもの。

「経過措置」

合併後、一定の期間経過後に、統合、再編、廃止を行うもの。

合併Q&A

Q 「先行調整項目」とは？

現在の6市町村においては、それぞれの住民サービスや行政制度などに違いがありますが、こうした違いを新市になった場合にどのように調整していくのかについて、合併協議会では、それぞれ担当の6つの小委員会（行政・財政・住民生活・健康福祉・都市環境・産業経済・教育文化）において検討を行なっています。

A

このうち、特に住民生活に関わりが深い項目として、他の合併協議会の例などを参考にしながら、国民健康保険料（税）や上下水道料金の取扱いなど137項目を「先行調整項目」として選定し、合併判断の資料として、8月を目途にお示しできるように、最優先して検討を進めています。

なお、各小委員会で検討された事項については、協議会に報告し、承認いただくこととしています。

市町村の計画に関すること

1. 市町村の総合計画

調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

総合計画の策定は、合併後直ちに着手し、遅くとも平成 19年度までに完了させます。

新総合計画の計画期間は、遅くとも平成 20年度からとし、策定にあたっては、新市建設計画を基本とします。

新総合計画が策定されるまでは、各市町村の総合計画を地域振興計画と位置付け、新総合計画には地域別振興計画を盛り込むこととします。

行政組織機構に関すること

2. 特別職(三役)の給料・諸手当

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

特別職の給料は、「釧路市」の制度を採用します。

手当の種類は、「期末手当」と「寒冷地手当」とし、期末手当の支給率は「釧路市」の制度を採用します。

3. 条例上の職員の定数と実職員数

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

職員定数は、合併時に新市に引き継ぎますが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めることとします。

4. 職員の勤務条件

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

年次有給休暇は、職員の採用や退職の時期を考慮し、年度での付与が望まれます。

市町村独自の特別休暇制度は、国家公務員の制度との均衡に配慮します。

5. 職員の給料表

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

一般職の給料表は、「釧路市」の制度を採用します。

保健師等医療技術者の給料表は、一般職の給料表を適用しますが、医師以外の医療職等については、国家公務員の給料制度が定められていますので、この導入について検討します。

6. 職員の退職手当

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

釧路市独自の給付制度と、5町村が加入している北海道市町村退職手当組合の給付制度を一本化します。

7. 定住促進・まちづくり等の補助金

調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

定住促進に関する補助金は、次の理由により「調整猶予」とします。

- ・音別町の制度は当面の間継続し、合併後3年を目途に廃止します。
 - ・阿寒町の制度は平成15年3月をもって廃止しましたが、定住年数等を満たし支給要件が発生したものについては、平成19年3月まで支給を継続します。
- まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金は、統合(一本化)します。

財政に関すること

8. 普通・特別・公営事業各会計

調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

6市町村に共通する会計は、統合(同一内容)しますが、制度は、それぞれ現行のまま残します。また、介護サービス部門は、一般会計にするか、特別会計にするか調整します。複数の市町村に共通する簡易水道以外の4つ会計は、それぞれ現行のまま残します。一つの市町村だけにある他の14の特別会計は、それぞれ現行のまま残します。

9. 公有財産

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

「釧路市」の制度で一本化し、新市へ引き継ぎます。

10. 指定金融機関

調整方針は『合併時に再編』

< 主な調整内容 >

指定金融機関は、新市においても指定します。

それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等が、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮します。

収納代理金融機関は、6市町村が指定している金融機関を全て網羅することとします。

収納代理郵便署は、現行どおりとします。

入札・検査に関すること

11. 工事等の入札方法

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

「釧路市」の制度で一本化し、新市へ引き継ぎます。ただし、現時点では、各市町村の登録業者をそれぞれ釧路市の格付け基準に当てはめた場合の影響について把握できないこともあり、その影響が大であると認められることがあった時には、新市に引き継ぐまで、あるいは新市において、制度内容の見直しを行います。

情報化の推進に関すること

12. システム(役所の電算システムの管理運営)

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

6市町村の合併後のエリアは極めて広大となりますので、行政情報の発信や電子申請を含めた電子社会に対応した社会資本の構築が急務です。このため、新市建設計画に「地域情報化に関する事項」について定めます。

13. 情報公開条例

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

情報公開法の趣旨に則り、より積極的に公開する方向で一本化します。
旧市町村の文書の公開は、新条例において旧市町村の条例によることを規定します。請求場所と公開場所は、文書管理や新市後の旧各自治体役所(役場)の機能と関連するため合併時まで検討します。

消防・防災・治安に関すること

14. 消防団の組織と人員

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

消防団組織は、常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景があり、地域防災の観点からも現状で新市に移行することが望まれます。組織上は独立した組織の体制となりますが、消防計画等により、市長の指揮監督下で活動することとなります。

15. 防災計画

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

地域防災計画は、合併時に一本化しますが、避難場所・消防計画等で現在の市域と釧路町域が重複する区域がありますので、調整が必要です。

雌阿寒岳火山防災計画は、合併前に組織の再編を含めた協議が必要ですが、一本化して新市に引き継ぎます。

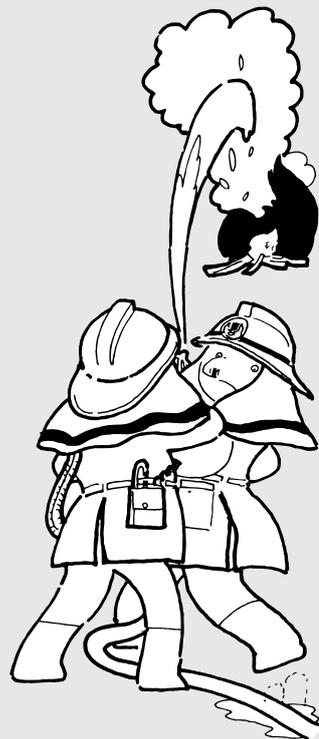
16. 指定避難場所と緊急支援物資保管施設

調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

6市町村それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設は、同一内容ですので、新市へ現行のまま引き継ぎます。

雌阿寒岳火山防災計画に定めがあるものは、現在、釧路市・釧路町・音別町が参加していませんので、合併前に調整を行い、合併時に一本化します。



税務に関すること

17. (税収入) 使用料、手数料

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

「釧路市」の制度に一本化し、新市へ引き継ぎます。ただし、住宅家屋証明については、6市町村の金額に大きな違いがあるため、平均的金額の「白糠町」の制度に一本化します。

18. 個人市町村民税

調整方針は『5年間の経過措置を設け統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

個人市町村民税の所得割は、現在と同じ標準税率を採用します。ただし、均等割は6市町村で差異がありますので、合併特例法の規定を適用し、5年間現行の税率を採用します。

19. 確定申告の方法など

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

制度は同一内容ですので、合併後も現行どおりとして新市へ引き継ぎます。

20. 入湯税

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

「阿寒町」の制度による税率を採用します。



住民活動に関すること

21. 町内会組織等の補助金

調整方針は『3年程度の経過措置を設け再編』

< 主な調整内容 >

当面、現行制度を存続させ、新市において地域差を考慮に入れながらを再編することとします。町内会組織と行政との連携のあり方等については、地域の実情を踏まえ、新市において検討します。

22. 防犯灯の設置補助・維持補助

調整方針は『3年程度の経過措置を設け再編』

< 主な調整内容 >

各市町村で設置、維持の補助基準、また都市部と山間部との地域的環境の違いがありますので、当面は、現行制度を地域ごとに存続させ、新市において地域格差を考慮した補助要綱を作成します。

23. 地方バス路線の補助金

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

6市町村とも国、道の基準に基づく同一内容で実施していますので、合併時に統合します。

福祉に関すること

24. 障害児(者)補装具の給付と修理

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

国及び道の施策に基づき同一内容で実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

25. 障害児(者)日常生活用具の給付と貸与

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

現行のまま新市に引き継ぎます。

26. 重度障害児(者)等の交通費助成

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

現行の6市町村における助成対象者については継続助成を行い、その一方で対象者の拡大を図ります。

助成内容は「釧路町」の制度で、また助成金額は「白糠町」の制度で一本化します。

27. 障害者の援護旅費助成

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

「釧路市」の制度で一本化して新市へ引き継ぎます。

28. 特別障害者手当

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

国及び道の施策に基づき同一内容で実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

29. 老人クラブ活動への支援

調整方針は『1年程度の経過措置を設け再編』

<主な調整内容>

それぞれの組織への支援については、これまでの経過を尊重し、新市において新しい基準を決めます。

30. 緊急通報体制等の整備

調整方針は『調整猶予』

<主な調整内容>

現行では、釧路市の第一通報先は消防ですが、5町村は札幌市の委託業者に通報されていますので、当面は、各市町村の現行体制で対応し、新市において第一通報先の検討を行うこととします。

31. 配食サービス

調整方針は『再編』

<主な調整内容>

合併後の6市町村の行政面積が広いことから、当面は、各市町村の現行体制で対応します。自己負担額は、6市町村の均衡を保つため「1食300円」に統一します。

32. 移送サービス

調整方針は『再編』

< 主な調整内容 >

当面は、各市町村の「外出支援サービス」等で対応します。

移送サービスは、今後利用者がますます増加していくことが予測されます。医療機関が集中している現釧路市への要望が高くなった場合、行政面積を考えるとかなりの財政負担となりますので、委託方式の検討が必要です。

新制度の設立には時間を要しますので、経過措置を講じます。

33. 介護保険料の賦課と徴収

調整方針は『調整猶予』

< 主な調整内容 >

現行の各市町村の制度を存続させ、平成 17年度の「介護保険事業計画」策定時に、新市において保険料を設定します。(平成 15年度から平成 17年度の 3ヵ年は現行の保険料)

34. 施設介護サービス

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

6市町村の施設区分ごとの定員数となっていますので、現行のまま新市へ引き継ぎます。

35. 居宅介護サービス

調整方針は『調整猶予』

< 主な調整内容 >

現行の各市町村の制度を存続させ、平成 17年度の「介護保険サービス計画」策定時に、新市においてサービスを設定します。

その場合、各種介護支援事業利用者に対して、地域格差が生じないように、公益的サービスの調整を図ります。



36. 母子(寡婦)の福祉資金

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

各市町村とも同一制度(道)で実施されていますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

37. ウタリ資金貸付

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

貸付限度額の高い「釧路市」の制度に一本化して新市に引き継ぎます。

38. 赤十字事業

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

献血事業は、釧路赤十字血液センターの計画に基づき、同一内容で実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

社資募集、災害救護物資支給、その他の赤十字事業は、同一内容の活動ですが、地区として一本化が必要なことから、「釧路市地区」の制度に一本化して新市に引き継ぎます。

39. 社会福祉協議会

調整方針は『再編』

<主な調整内容>

それぞれの組織の実情と歴史を尊重しながら、統合に向けて各社会福祉協議会の調整が必要です。

保険・年金に関すること

40. 国保の任意給付

調整方針は『その他』

<主な調整内容>

出産育児一時金は、6市町村で同額ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。
葬祭費は、被保険者割合の高い「釧路市」の制度に一本化して新市に引き継ぎます。

41. 健康診査の助成事業

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

6市町村すべてで基本健康診査や、がん検診に対する助成事業を実施していますが、国民健康保険法で保険者の責務として、被保険者の健康保持増進のための保健事業を効果的に実施することが求められていますので、釧路市の「脳ドック」、釧路市、阿寒町の「人間ドック」健康診査助成事業を新市に引き継ぎます。

42. 老人医療費の助成制度

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

65歳～69歳の医療費助成は、地域の特殊性を考慮しながら、新市において段階的に北海道老人医療給付特別対策事業の基準により調整します。

保健医療に関すること

43. 乳幼児健康診査

調整方針は『1年間程度の経過措置を設け再編』

<主な調整内容>

当面、現行の健康診査を実施します。各種健診の開催方法、内容等は、専門的要素を含むことから、今後各市町村の保健師、栄養士等での調整協議する機会が必要です。
集団診査及び個別診査の両方が受診できる体制が必要です。

44. 人工透析患者の通院交通費

調整方針は『経過措置を設けて統合(一本化)』

<主な調整内容>

「釧路市」の制度で一本化を図りますが、当分の間は現行のままとします。

45. 予防接種

調整方針は『1年間の経過措置を設けて再編』

<主な調整内容>

当面は、現行の予防接種を実施します。

集団接種と個別接種があり、予防接種の内容が市町村で異なっていますので、住民の利便性や地域的な問題も考慮し、新市において地域に合わせた方法の検討が必要です。

予防接種健康被害調査委員会は、各市町村とも目的や事業内容は一致していますので、一本化します。委託医療機関や委託料は、委託先との関係や市町村個々の委託経過等もありますので、現行の委託先継続を基本とし、新市において委託料の調整・統一化が必要となります。

環境衛生に関すること

46. ごみ資源化

調整方針は『その他』

<主な調整内容>

資源化対象品目の収集は、現行どおり実施しますが、品目の統一及び収集回数は合併時に向けて一本化を図ります。

処理方式は、効率的・効果的な方法によることとし、猶予期間を設けて新市において調整します。

リサイクルセンターは、現行のまま新市へ引き継ぎますが、収集項目等の内容は新市で調整します。

47. ごみ広域連合

調整方針は『その他』

<主な調整内容>

6市町村が合併に至る時は、廃止となります。

上記以外の場合は、

(1)合併を是とした自治体は脱退し、新市として参加します。

(2)合併を否とした自治体は継続します。

<広域連合>

平成9年、北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設の効率的な運営と施設規模に見合うごみ量の確保、施設の建設費などの経済的な検討を行うため「釧路広域連合」が設置されました。

この広域連合は、合併協議会に参加する6市町村で構成されています。

48. し尿処理収集手数料と納付

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

6市町村とも事業内容はほぼ同様であり、合併時に新市へ引き継ぐこととなりますが、手数料納入方法の一本化を検討します。また、手数料は、1リットル当4～5円を目安に、合併時に一本化を目指します。

環境保全に関すること

49. 環境保全に対する資金助成制度

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

公害防止条例に規定する施設等の設置・改善に充てる融資制度があるのは釧路市だけですので、「釧路市」の制度に一本化し、新市へ引き継ぎます。

50. 火葬場の使用料、使用許可証など

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

6市町村の3カ年平均件数割合の90.5%を占める「釧路市」の使用料へ統一します。

経済に関すること

51. 農業・畜産の各種利子補給事業

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

合併時まで完了となる大家畜経営維持緊急融資資金利子補給など5つの制度は、調整は不要です。酪農経営負債整理資金利子補給など5つの制度は、道の制度ですので、現行のまま新市へ引き継ぎます。

単独の制度は、一定期間利子補給を行い、経営の安定した農家経済の確立を図ることが目的ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。

52. 農業経営の基盤強化

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

農業経営基盤強化は、新市において「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する必要があります。また、継続事業は、新市に現行のまま引き継ぎます。



53. 畜産再編総合対策事業

調整方針は『その他』

<主な調整内容>

畜産再編総合対策事業は、釧路市、釧路町、鶴居村で実施していますが、平成16年度で事業が完了となります。国の制度は存続しますが、合併時には実施市町村がなくなりますので、調整は不要です。

54. 農業後継者の対策

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

農業後継者対策協議会は、現在6市町村に設置されており、事業内容等は類似していますので、合併時に一本化し、新市へ引き継ぎます。

北海道農業担い手育成センターの下部組織として、担い手育成センターが設置されていますが、目的及び事業内容は類似していますので、合併時に統合し、新市へ引き継ぎます。

55. 農業協同組合

調整方針は『その他』

<主な調整内容>

阿寒町、鶴居村、幌呂、白糠町、音別町の5農業協同組合で、平成18年度を目標に合併に向け協議中ですので、その協議の動向や推移を見る必要があります。

釧路町の農業協同組合組織には、標茶町農業協同組合と釧路太田農業協同組合がありますが、構成員も他町にまたがっていますので、現行のまま新市へ引き継ぎます。

56. 有害鳥獣の対策

調整方針は『調整猶予』

< 主な調整内容 >

駆除員、猟友会等への補助金の調整が必要です。

猟友会支部間の地域性がありますので、猟友会の統合に向けては、新市において団体間の調整が必要です。

57. 漁場の管理

調整方針は『調整猶予(3 年間程度)』

< 主な調整内容 >

対象となる対策事業は、それぞれ業界との交渉結果に基づき実施していますので、早急に一本化は困難ですが、平成 19年度を目途に新市において調整します。

58. 水産業への各種利子補給事業

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

既往の補給案件は、現行の利子補給が完了するまでの期間、新市がそのまま引き継ぐ経過措置が必要です。

漁業近代化資金助成法に基づく制度の一本化には、各漁業協同組合と調整を行う必要があります。

59. 水産加工に対する振興対策

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

平成 15年度に策定する水産加工振興関係の新計画を、新市にそのまま引き継ぎます。

60. 商工業者への融資制度

調整方針は『7 年間程度の経過措置を設け統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

これまで実行された利子補給等については、完済するまでの間、新市がそのまま引き継ぐ等の経過措置が必要です。

61. 中小企業等の活性化

調整方針は『3 年間程度の経過措置を設け統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いを調整するため、3 年程度の経過措置が必要です。

62. 工業等の振興条例助成

調整方針は『3 年間程度の経過措置を設け再編』

< 主な調整内容 >

根拠法令の違う 6 市町村の現行制度を調整するため、3 年間の経過措置が必要です。

63. 商工団体

調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

補助金は、現行のまま新市に引き継ぎますが、関係団体の協議の推移をみて調整します。

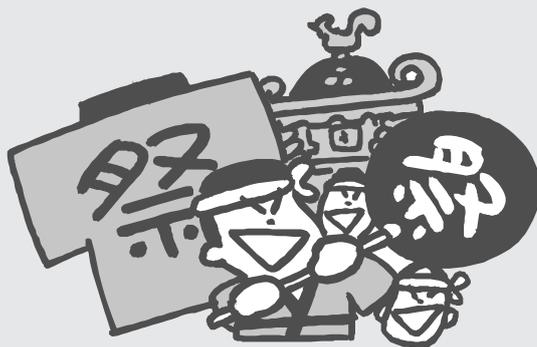
組織統合は、それぞれの商工団体間の協議が優先されるものとします。

64. 観光まつり・イベント

調整方針は『調整猶予』

<主な調整内容>

テーマや開催時季が類似しているものは、PR等の連携により相乗効果を高める可能性もあるほか、テーマを統一させてA会場、B会場、C会場の同時開催というような規模的なレベルアップを図る発展性も考えられますので、新市において、実施団体間での協議が必要です。



65. 物産・販路拡大

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

物産振興は、釧路地域の豊富な山海の味覚を結集してPRを行うことが効果的で、業界全体にとってもメリットが高く、現在も行政区域にこだわらず、広域的な参加により活動を行っていますので、「釧路市物産協会」を軸として、一本化が適当です。

66. 観光協会

調整方針は『調整猶予』

<主な調整内容>

広域観光推進においては、各観光協会の果たす役割は大きく、効果的な観光振興を図るためには連携が望まれています。それぞれの観光協会とも、地域事情に基づいて多様な活動を行っていますので、その自主性が尊重されなければならないと考えます。行政からの支援策も含め、当面は現行どおり新市に引き継ぎます。

上下水道等に関すること

67. 下水道の事業計画

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市において、釧路圏(釧路市・釧路町)に白糠町を加えた公共下水道事業と、阿寒町・音別町を合わせた特定環境保全公共下水道事業、鶴居村の農業集落排水事業の3事業を行うこととし、認可変更により処理区を決定します。

公共下水道は、都市計画決定が必要となるため、都市計画との調整が必要です。

整備計画は、各地域の整備状況を勘案し、全体のバランスを考慮しながら、整備を進めます。

68. 下水道会計

調整方針は『2年間の経過措置を設けて統合(一本化)』

<主な調整内容>

公共下水道の特別会計は企業会計方式へ移行します。

特定環境保全公共下水道も、使用料体系の一元化などから企業会計方式へ移行しますが、資産の洗出しや減価償却、条例・規則の整理、繰り出し基準の整理、財務会計システムの導入準備期間として2年程度が必要となります。

農業集落排水事業は1団体のみですので、当面は特別会計で経理します。



69. 下水道の受益者負担金

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

負担金条例・分担金条例を制定し、現在の負担区ごとの単価をそのまま設定し、賦課・徴収します。納付方法は年4回、5年間とします。(ただし、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用します。)納期については、7月・9月・11月・1月とします。減免基準は、基本的に各都市と同様であることから、「釧路市」の減免基準を基本に、地域の特殊性を考慮して定めます。

70. 上水道の事業許可

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

「水道法第11条」及び「水道法施行規則第1条の2」に基づき、新市が一括して厚生労働大臣へ水道事業経営認可申請を行います。認可申請に当たっては、釧路町上水道は釧路市より受水していることから、合併時に釧路市と釧路町の給水区域を統合、白糠町域を加えた2地区の水道事業経営認可申請を行います。その後、事業統合へ向けた取り組みを行います。

71. 上水道会計

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

上水道事業は、地方公営企業法に規定する法定事業として法の全面適用を受けることから、企業会計方式に拠ることとされており、合併時に一本化します。会計システムは、一つの企業会計としての処理が必要なことから、速やかに統一を図ることと併せ、白糠町にも導入し、合併時に一本化します。会計の現況は、3市町合計の損益的収支差の赤字分補填が健全経営維持の最重要課題ですが、水道料金と密接に関連することから、合併後、方策を総合的に検討し赤字解消に努めます。

72. 簡易水道会計

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

< 主な調整内容 >

阿寒町は、地方公営企業法を全面適用して上水道事業と一本化します。4町村(釧路町・鶴居村・白糠町・音別町)の特別会計を新市の特別会計として一本化を行います。会計システムは、一つの特別会計としての処理が必要なことから、合併時まで以上に上水道事業会計システムを活用して、システム開発を行います。会計の現況は、阿寒町と鶴居村を除く3町合計で年間約9千万円(平成13年度決算数値)の一般会計からの繰入れで収支差を賄っており、水道料金の課題とも密接に関連しますが、新市移行に当たり、地方債の借入残高、今後の施設改修・更新計画など総合的に突合せをした上で、合併後、企業会計への一本化について慎重に判断していきます。

教育・文化に関すること

73. 教育委員

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

< 主な調整内容 >

報酬月額、新市において他の非常勤特別職を含め、改めて定める必要があります。

74. 私立幼稚園の就園奨励費補助制度

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

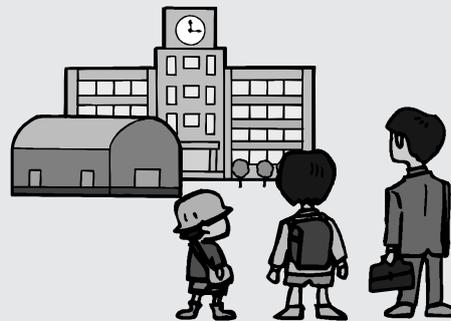
同一の制度で実施しているため、現行のまま新市に引き継ぎます。

75. 小・中学校の通学区域

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

釧路市と釧路町で隣接する通学区域は、学校規模の適正化と遠距離通学の解消に向けて、合併時までに見直しを検討します。その他の通学区域は、現状のまま新市に引き継ぎます。



76. 小・中学校の適正配置

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

現行の釧路市の適正配置計画を、その範囲のままで新市に引き継ぎます。他5町村の地域における適正配置計画を、新市において必要と判断した場合には、地域事情等の課題を考慮して、検討調整する必要があります。

77. 小・中学校の学級編制

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

現行のまま新市に引き継ぎます。
その他特別な学級編制は、その時期の児童生徒の状況や制度を勘案の上、決定します。

78. 小・中学校の学校図書整理

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

各学校毎に管理しており、同一内容ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。

79. スクールバスの運行

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

6市町村の過去の経過(学校の統廃合)から、現状のまま新市に引き継ぎます。

80. 教科用図書の採択

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市においては、同一採択地区が必要となります。(小・中学校での同一教科書の使用)
合併検討期間内に、北海道教育委員会による判断(地区決定)と調整が必要となります。

81. 学校給食方式と給食費

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

6市町村とも現行のまま新市に移行します。
合併後、地域事情に配慮し、給食単価、メニューの統一等を検討します。

82. 学校給食の体制

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

当面、現状のまま新市に引き継ぎます。

合併後における「給食方式」の検討項目と併せて、調理員定数の適正化を検討する必要があります。
道職員栄養士について、旧自治体での配置数の確保を北海道教育委員会に要請します。

83. 市町村立高等学校

調整方針は『合併時に統合(同一内容)』

<主な調整内容>

現行のまま新市に引き継ぎます。

学区は、道立高等学校と同様に同一の学区とします。

合併検討期間内に、道立高等学校と同様、北海道教育委員会との協議(調整)が必要です。

84. 生涯学習・社会教育推進計画

調整方針は『2年間程度の経過措置を設け統合(同一内容)』

<主な調整内容>

現行の6市町村の計画を地域計画として、そのまま新市に引き継ぎます。

新市において、その統合化と見直しを含め、新計画を策定します。

85. 青少年問題協議会

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市青少年問題協議会として、ただちに発足させます。

委員構成は、地域の実情を含めた構成とすることが望まれます。

行政委員会に関すること

86. 選挙管理委員会

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市において、新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置します。

新市の正規な選挙管理委員会は、合併後、最初の議会において承認を得て選任されます。

新市の選挙管理委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。

87. 監査委員

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市の監査委員は、合併後最初の議会において承認を得て選任されます。

新市の監査委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。



88. 公平委員会

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市の公平委員会は、「釧路市」の制度に一本化します。この場合、釧路支庁管内町村公平委員会から離脱します。

新市の公平委員の報酬は、「釧路市」の制度に一本化します。

89. 固定資産評価審査委員

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

新市の固定資産評価審査委員は、合併後、地方税法の規定により選任します。

一部事務組合等に関すること

90. 一部事務組合

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

6市町村に共通する次の一部事務組合は、脱退又は再編により、合併時に一本化します。

- ・釧路広域市町村圏事務組合・・・組織の再編
- ・釧路公立大学事務組合・・・組織の再編
- ・北海道市町村備荒資金組合・・・単位団体での脱退
- ・地方公務員災害補償基金北海道支部・・・組織の再編

5町村に共通する一部事務組合は、すべて脱退します。

職員共済等福利厚生は、「釧路市」の制度に一本化します。

消防組織は3組織を速やかに統合し、釧路町の消防は、釧路東部消防組合から離脱します。

公社等に関すること

91. 土地開発公社

調整方針は『合併時に統合(一本化)』

<主な調整内容>

組織体制(役員・職員)は、統合時まで決定します。役員は定款策定の中で整理します。

基本財産は、新市の公社に引き継ぎます。

92. 振興公社

調整方針は『調整猶予(3年間程度)』

<主な調整内容>

業務内容・経営状況等を勘案しながら、株主との協議も含め、3年を目途に振興公社のあり方について検討します。

各公社の事業、職員、市町村の出資は、継続することを基本とします。

市町村からの委託等は、現行の市町村単独実施の制度等を継承します。

新市建設計画策定のための住民意向調査結果報告から

第2回



【問1】お住まいの市・町・村の現状をどう思いますか？

設 問	市町村名	全 体	居 住 市 町 村 別					
			釧 路 市	釧 路 町	阿 寒 町	鶴 居 村	白 糠 町	音 別 町
1. 農林水産業の振興		-2.90	-3.47	-1.10	-1.56	2.90	-1.48	-1.92
2. 商工業の振興		-3.67	-4.51	0.84	-2.98	-0.92	-2.50	-3.19
3. 雇用の機会拡大への取り組み		-5.81	-6.20	-4.22	-4.81	-2.99	-5.42	-6.31
4. 観光振興への取り組み		-3.02	-3.34	-2.75	-0.37	1.53	-3.60	-3.97
5. 自然環境を守る取組の状況		-0.44	-0.62	-0.39	0.82	3.49	-1.28	-0.37
6. 保健・医療サービスや施設整備の状況		-1.14	-1.51	-1.07	-1.18	4.67	-0.84	1.77
7. 福祉サービスや施設整備の状況		-1.20	-1.82	-0.47	0.03	5.00	-0.38	2.15
8. 火災や災害からの安全性		1.79	1.62	1.17	2.28	4.38	2.64	2.45
9. 道路の整備状況		-0.85	-1.39	-1.16	1.32	5.83	0.14	1.28
10. 交通機関の利便さ		-1.53	-1.55	-2.16	-3.02	-0.33	1.23	-3.75
11. 騒音・振動・悪臭等の環境		0.45	-0.02	1.11	2.78	4.17	1.71	0.25
12. ごみの収集・処理の状況		1.74	1.65	1.05	2.17	4.20	1.75	3.04
13. 水道の整備状況		4.09	4.19	2.24	4.13	7.30	3.75	4.79
14. 下水・排水の処理状況		2.69	2.97	1.12	2.50	5.94	0.00	2.56
15. 公園・緑地・広場の整備状況		0.31	-0.09	1.32	0.97	5.07	0.34	0.89
16. 子どもの教育環境		-0.16	-0.54	0.46	0.75	4.45	-0.06	0.65
17. 生涯学習・文化活動や施設整備の状況		0.79	0.78	-0.01	0.45	4.12	0.94	0.21
18. スポーツ活動や施設整備の状況		-0.12	-0.68	0.86	0.92	4.19	1.33	1.79
19. 国内外との交流活動		-0.71	-0.74	-1.11	-0.37	-0.52	0.16	-1.16
20. 男女平等意識や女性の社会参画の状況		-0.59	-0.72	-0.40	-0.27	0.69	-0.32	-0.34
21. イベントの盛り上がりなどの住民の一体感		-2.69	-3.41	-2.02	-0.16	0.76	0.80	-1.21
22. 日常の買物の利便さ		1.12	1.55	3.08	-3.50	-1.86	-0.34	-4.12
23. 地域の自治・コミュニティ活動の状況		-0.07	-0.31	0.38	0.42	1.65	0.86	0.09
24. 人情味や地域の連帯感		-0.36	-0.93	0.22	1.42	3.12	1.68	1.72
25. 情報・通信施設整備の状況		-0.18	-0.27	-0.01	-0.56	1.42	-0.10	-0.13
26. 行政情報やイベント情報の提供状況		-0.38	-0.70	-0.12	0.03	2.96	0.72	0.30
27. 総合的な市・町・村の現状		-1.91	-2.48	-0.14	-1.77	3.56	-0.91	-1.67

不満 満足 不満 満足 不満 満足 不満 満足 不満 満足 不満 満足 不満 満足

5段階の評価にそれぞれ点数を与えて評価点(満足度)を算出する「加重平均値」による数値化で評価点を算出しました。中間点の0点を境に10点に近くなるほど評価が高くなり、逆に-10点に近くなるほど評価が低くなります。

市町村の現状評価について、「農林水産業の振興」や「商工業の振興」など27項目を5段階で評価していただきました。「13. 水道の整備状況」、「14. 下水・排水の処理状況」、「8. 火災や災害からの安全性」、「12. ごみの収集・処理の状況」や「22. 日常の買物の利便さ」、「17. 生涯学習・文化活動や施設整備の状況」などで満足度の高い傾向が見られましたが、「3. 雇用の機会拡大への取り組み」や「1. 農林水産業の振興」や「2. 商工業の振興」、また、「4. 観光振興への取り組み」などで不満と思われる方の割合が高い傾向が見られました。

【ホームページアドレス】

調査結果報告につきましては、最寄の市町村の合併協議会資料の閲覧場所でご覧いただける他、合併協議会のホームページでもご覧いただくことができます。

「新市建設計画策定に向けた住民意向調査」につきましては、前号の合併協議会だよりで、調査の概要や回答率などについてお知らせしましたが、調査結果の報告書がまとまりましたので、内容を要約してお知らせします。

なお、この調査は、「新市建設計画」に住民の皆さんのご意見を反映させることを目的に、6市町村の中から無作為に抽出させていたいただいた20歳以上の男女の方1万人を対象に、今年4月に実施した4、649人の方からご回答いただいています。

【問2】 釧路地域6市町村が合併するとしたらどんなことを期待しますか？

(単位：%、順位をつけて2つまで複数回答)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
全体	11.9	31.6	7.6	38.3	31.2	27.2	13.1	12.2	3.1	11.6	12.2
釧路市	11.7	29.5	6.1	39.1	33.7	30.0	14.5	13.2	2.5	9.8	9.9
釧路町	16.2	36.4	7.4	31.6	33.6	23.2	7.2	10.2	4.4	14.4	15.3
阿寒町	13.4	36.3	16.4	31.8	23.4	22.4	9.5	8.5	5.0	14.4	18.9
鶴居村	12.2	28.1	13.7	43.9	14.4	20.1	8.6	6.5	7.2	23.7	21.6
白糠町	11.1	44.7	11.8	43.5	17.6	13.4	8.4	10.7	4.2	17.6	17.2
音別町	4.7	38.0	18.6	38.8	22.5	11.6	14.7	7.0	3.9	19.4	20.9

①他の自治体にある施設の利用 ②各種行政サービスの充実と安定的な提供 ③専門的・高度な機能を持った職員の確保 ④行政事務の効率化による経費削減 ⑤道路・公共施設整備など広域的な視点からのまちづくり ⑥観光などの農業振興への広域的な取り組み ⑦重点的な投資による魅力的な事業への取り組み ⑧「まち」のイメージ・知名度の向上 ⑨その他 ⑩わからない ⑪無回答

第1位の回答は「行政事務の効率化による経費削減」が最も多く、第2位への回答を合わせた全体結果でも第1位となっています。次いで「②各種行政サービスの充実と安定的な提供」、「⑤道路・公共施設整備など広域的な視点からのまちづくり」や「⑥観光などの産業振興への広域的な取り組み」が3割前後で続いています。

【問3】 釧路地域6市町村が合併するとしたら、どのようなことが心配ですか？

(単位：%、順位をつけて2つまで複数回答)

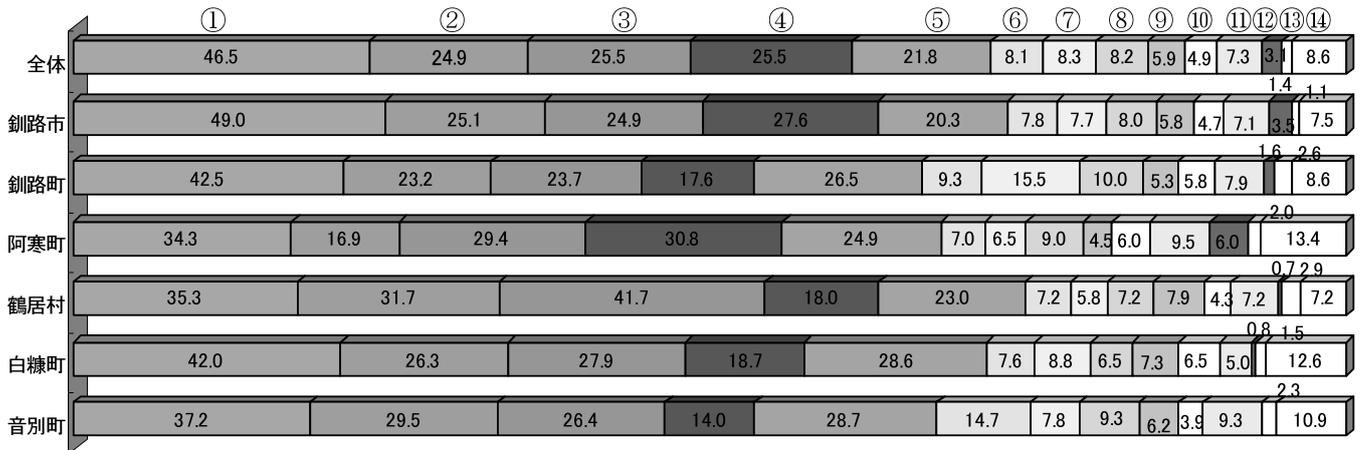
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
全体	35.9	5.5	37.9	22.7	13.6	32.3	17.4	6.8	7.2	2.1	17.3	11.3
釧路市	35.8	8.6	37.0	22.4	14.9	31.8	18.9	6.6	7.4	2.0	8.3	11.4
釧路町	39.9	4.9	47.1	21.6	14.6	32.7	16.5	4.6	7.4	2.1	2.6	6.0
阿寒町	33.3	15.9	32.3	23.9	7.5	31.8	10.4	13.9	5.0	9.0	14.4	2.5
鶴居村	46.8	7.2	41.0	27.3	5.8	33.1	14.4	9.4	9.4	1.4	1.4	1.4
白糠町	28.2	16.8	40.1	25.2	9.2	35.1	11.5	8.4	7.3	2.7	3.1	12.6
音別町	39.5	14.7	34.9	23.3	7.8	42.6	9.3	3.9	4.7	3.1	12.4	2.5

①公共料金など住民負担が増加する ②役所への距離が遠くなり、不便になる ③きめ細やかな行政サービスが難しくなる ④住民の意見が反映しにくくなる ⑤公共投資が分散され、まちづくりが遅れる ⑥地域格差(中心部と周辺部)が生じる ⑦公共投資の増大によって財政が悪化する ⑧地域の伝統、文化など個性や特徴が失われる ⑨地域の連帯感、コミュニティが弱くなる ⑩その他 ⑪わからない ⑫無回答

第1位の回答としては「①公共料金など住民負担が増加する」が最も多いものの、第2位への回答を合わせた全体結果では、「③きめ細やかな行政サービスが難しくなる」が第1位となっています。次いで「①公共料金など住民負担が増加する」、「⑥地域格差(中心部と周辺部)が生じる」、「④住民の意見が反映されにくくなる」という順となっています。

【問4】 釧路地域6市町村が合併するとしたら、新しい市のイメージとしてどれが適切だと思いますか？

(単位：%、順位をつけて2つまで複数回答)

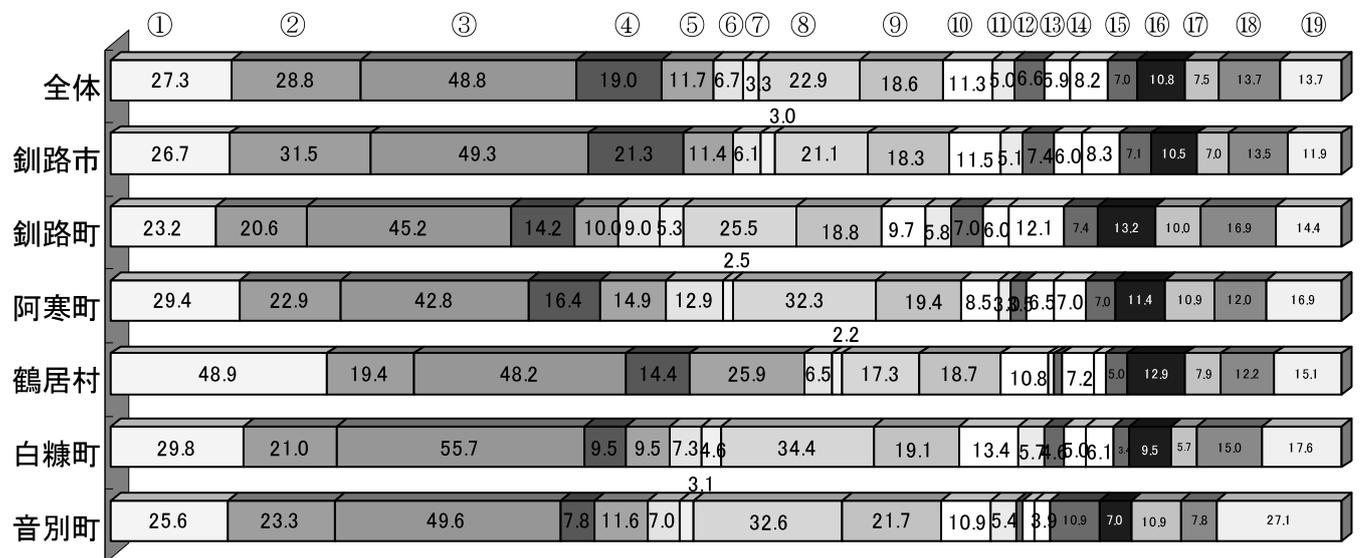


- ①東北道の拠点となるまち ②産業のまち ③自然環境を大切にすまち ④観光・交流のまち ⑤保健・福祉のまち ⑥安全なまち ⑦生活環境が整ったまち ⑧清潔・快適なまち ⑨文化の香りがあるまち ⑩健やかなまち ⑪地域活動が盛んなまち ⑫伝統などを大切にすまち ⑬その他 ⑭無回答

「①東北道の拠点となるまち」が46.5%と多数を占めていますが、その他にも「③自然環境を大切にすまち」、「④観光・交流のまち」、「②産業のまち」をイメージしている方が多くなっています。

【問5】 釧路地域6市町村が合併するとしたら、重点的に取り組んでいく施策は何だと思いますか？

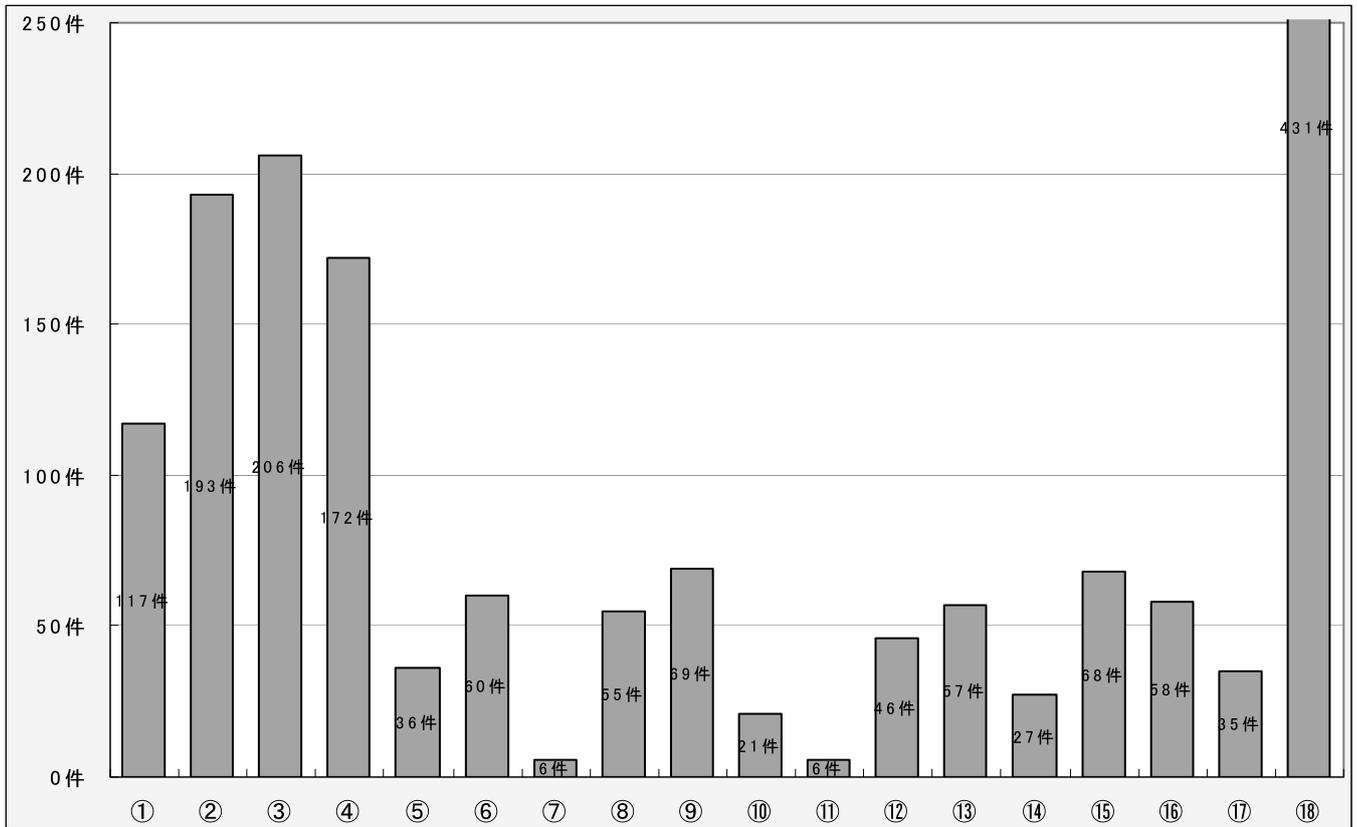
(単位：%、順位をつけて2つまで複数回答)



- ①農林水産業の振興 ②商工業の振興 ③雇用の拡充
 ④観光振興 ⑤自然環境の保全 ⑥児童福祉の充実
 ⑦健康づくりの推進 ⑧医療機関・医療体制の整備 ⑨高齢者福祉の充実
 ⑩在宅生活支援の充実 ⑪安全対策の推進 ⑫市街地の整備
 ⑬幹線道路の整備 ⑭生活道路の整備 ⑮公共交通機関の充実
 ⑯ごみ処理・リサイクル体制や施設の整備充実 ⑰学校教育の充実 ⑱その他
 ⑲無回答

「雇用の拡充」が他を大きく引き離して第1位となっています。次いで「商工業の振興」、「農林水産業の振興」、「医療機関・医療体制の整備」、「高齢者福祉の充実」の順になっています。

【問6】 問5でお答えいただいた重点的に取り組んでいく施策について、具体的なアイデアがありましたら記入してください。(自由記述)



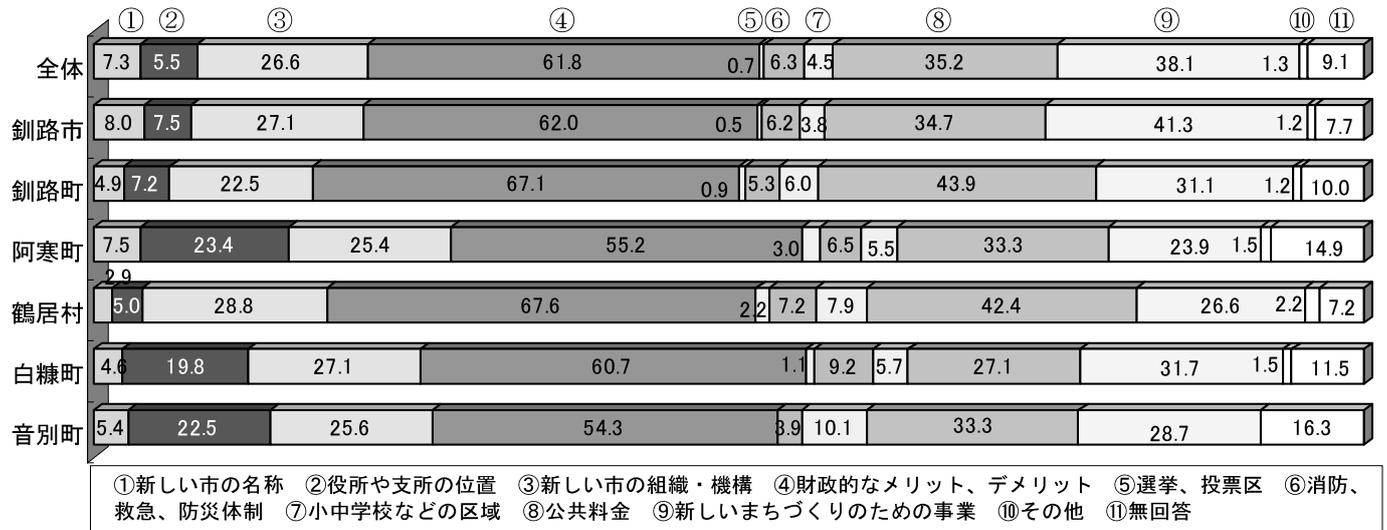
意見などをお書きいただいた方は1,200人で、回答者4,623人に対する記入率は26.0%、全部で1,663件のご意見をいただいております。問5の選択肢の区分で分類すると、「③雇用の拡充」に関する意見が206件と一番多く、次いで、「②商工業の振興」関係193件、「④観光の振興」関係172件、「①農林水産業の振興」関係117件と、問5で高率であった項目と、ほぼ同じ傾向となっています。

[寄せられた主なアイデア]

- < 農林水産業の振興 > 第一次産品の高付加価値化 / 養殖の振興 ほか
- < 商工業の振興 > 北大通の活性化 / 活気あるまちづくり ほか
- < 雇用の拡充 > 企業の誘致 / 新産業の育成 / 若者の雇用拡大 ほか
- < 観光の振興 > 自然環境を生かした観光の振興 / レジャー施設の整備 ほか
- < 自然環境の保全 > 自然環境の保護 / 植樹の推進 ほか
- < 児童福祉の充実 > 働く女性への子育て支援 / 保育所の充実 ほか
- < 健康づくりの推進 > 空き店舗・空き地などを利用した健康増進施設の充実 ほか
- < 医療機関・医療体制の整備 > 医療機関の充実 / 救急医療体制の充実 ほか
- < 高齢者福祉の充実 > 高齢者福祉施設の充実 / 高齢者の社会参加の促進 ほか
- < 在宅生活支援の充実 > 在宅介護の充実 / 障害者福祉施設の充実 ほか
- < 安全対策の推進 > 防犯の強化 / 防災の充実 ほか
- < (代)市街地の整備 > 駅前の再開発 / 駐車場の整備 / 中心部に住宅街の形成 ほか
- < 幹線道路の整備 > 除雪の徹底 / 高速道路の早期整備 ほか
- < (株)生活道路の整備 > 通学路の整備 / 道路の清掃 / 生活道路の除雪 ほか
- < 公共交通機関の充実 > 路線バスの充実 / 公共交通機関の整備 / 鉄道の高架化 ほか
- < ごみ処理体制・リサイクル体制や施設の整備充実 > リサイクルの推進 / ごみの分別・収集の徹底 ほか
- < (有)学校教育の充実 > 大学の誘致 / 大学や専門学校を増設 ほか
- < その他 > 水族館の整備 / 町内会活動の活性化 / 情報公開の徹底 / 若者の定住促進 ほか

【問7】 これから合併問題を検討する際、どのような情報をお知りになりたいですか？

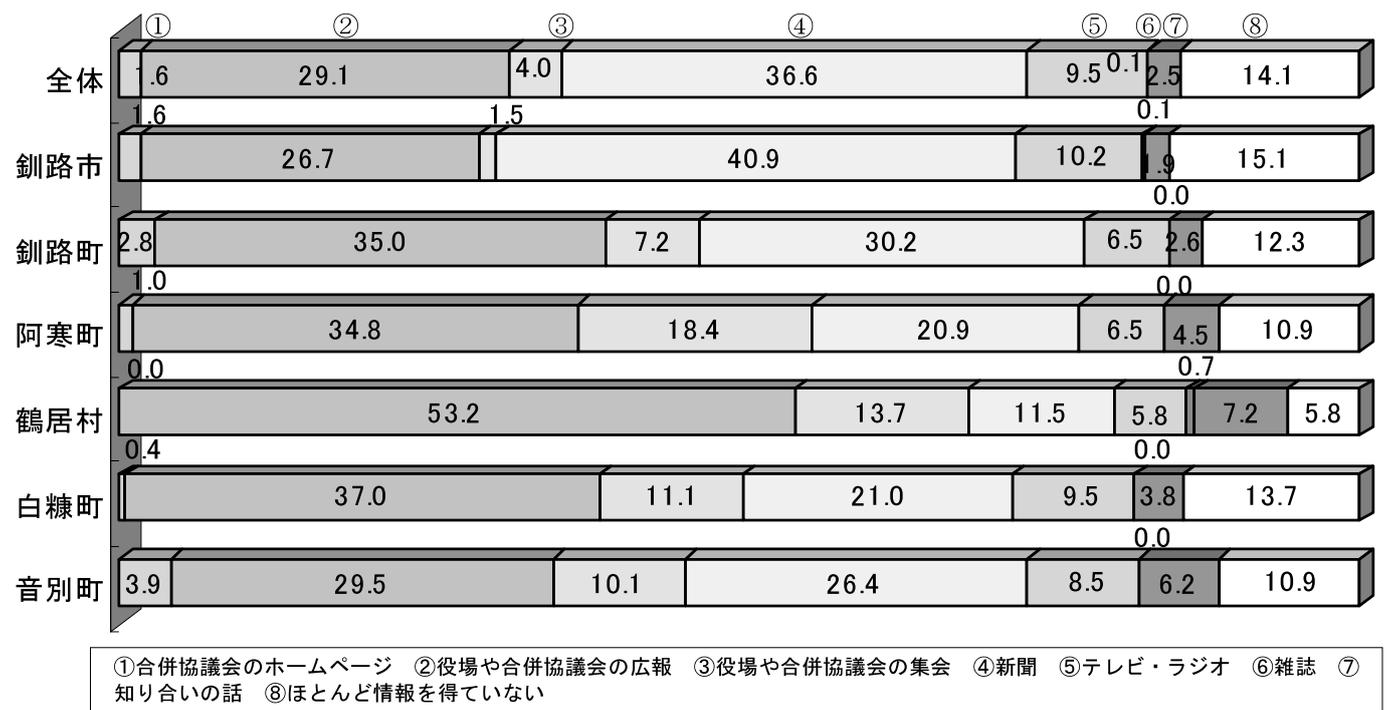
(単位：%、複数回答)



「④財政的なメリット、デメリット」をあげている方が61.8%と圧倒的に多く、その他には「③新しい市の組織・機構」や「⑨新しいまちづくりのための事業」、「⑧公共料金」を知りたい情報としてあげられている方が多くなっています。

【問8】 合併に関する情報は主にどのような手段で得ていますか？

(単位：%、複数回答)



情報の入手方法としては、「④新聞」が36.6%、「②役場や協議会の広報」が29.1%と多くなっている反面、「⑧ほとんど情報を得ていない」が14.1%となっています。

【問9】 釧路地域6市町村の将来についての、あなたの夢やアイデア、ご意見、ご要望をお聞かせください。

1743人の方から回答があり、回答者4623人に対する記入率は37.7%、全部で2472件のご意見などをいただきました。

新市将来構想の7つの基本目標別に分類して整理してみると、「地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり」、「思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり」、「住民と行政の協働によるまちづくり」、「日本一広い東北北海道の拠点都市としてのまちづくり」についてのご意見が多い傾向でした。

[寄せられた主な自由意見(抜粋)]

【日本一広大な東北北海道の

拠点都市としてのまちづくり】

釧路駅前の活性化
交通弱者や過疎地域へ配慮した交通機関の整備・充実
国際便が乗り入れられる釧路空港の整備
ブロードバンドの整備等、情報通信基盤の整備、IT化の推進

【地域の価値を引き出し、

活力ある産業を拓くまちづくり】

農林水産業の振興
安全な食料生産基地としてPR
農業と観光を組み合わせた観光業の振興
リピーターが増える観光施策の充実
北大通商店街の活性化
若者をはじめとする雇用の拡大
若い起業家への支援策の充実
6市町村の住民が交流を持てるイベントの開催、地域間交流の活発化

【世界に誇れる大自然と共生するまちづくり】

自然と調和したまちづくり
自然環境の保護
緑あふれるまちづくり
火山や自然の利用等、環境にやさしいエネルギー開発

【世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり】

自然と食を最大限に有効活用
世界でオンリーワンの存在感のあるまちづくり
豊かな自然のPR
国際的な会議や全国スポーツ大会などが開催されるようなまちづくり
全国一がたくさんあるまち
道東に住んでいることを自慢できるまちづくり

【思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり】

医療機関の分散整備、医療体制の整備・充実
過疎地域の福祉の充実
高齢者福祉の充実
子供が安心して遊べる場所の整備
除雪の徹底
生活道路の整備
公園や緑地の整備
ごみのないきれいなまちづくり

【いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり】

過疎地域の教育の充実
学校間交流の充実
文化活動に住民一人ひとりが参加できるまちづくり
水族館の整備
パークゴルフ場等スポーツ施設の整備
各地域の伝統の保存、文化の伝承

【住民と行政の協働によるまちづくり】

住民参加型のまちづくり
行政に若者の意見の反映
職員数の削減
税金や住民負担の軽減
住民サービスの低下の回避

【その他】

各市町村の特徴を生かしたまちづくり
若者に魅力のあるまちづくり
安心して暮らせるまちづくり
住みやすいまちづくり
境界線がなく発展するまちづくり



協議会の動き

第4回協議会の結果

報告事項

委員の変更について
 第3回合併協議会開催以降の各市町村の委員の変更（4町村・23名）について報告がありました。
 平成14年度歳入・歳出決算報告、監査報告について
 平成14年度歳入、歳出決算について報告がありました。また、これらが適正に執行された旨の監査結果について監査委員から報告があり、承認されました。
 各小委員会の開催について

各小委員会の開催状況

新市建設構想小委員会

第9回 6月13日(金)
 第10回 7月8日(火)
 <協議事項>
 ・新市建設計画(案)について
 ・協定基本4項目について
 第11回 7月18日(金)
 <協議事項>
 ・新市建設計画(案)について

広報広聴小委員会

第6回 7月15日(火)
 <協議事項>
 ・協議会だよりの発行について

行財政小委員会

第6回 6月9日(月)
 第7回 6月22日(日)
 第8回 7月14日(月)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

住民生活小委員会

第4回 6月14日(土)
 第5回 6月20日(金)
 第6回 7月15日(火)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

健康福祉小委員会

第4回 6月13日(金)
 第5回 7月19日(土)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

都市環境小委員会

第4回 6月11日(水)
 第5回 7月16日(水)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

産業経済小委員会

第4回 6月10日(火)
 第5回 6月22日(日)
 第6回 7月16日(水)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

教育文化小委員会

第4回 6月12日(木)
 第5回 6月21日(土)
 第6回 7月17日(木)
 <協議事項>
 ・先行調整項目等(案)について

【質疑応答】
 第3回協議会以降の小委員会の開催状況について報告がありました。
 新市建設計画策定に向けた意向調査結果報告について
 今年4月に実施した同調査の結果について報告がありました。(18ページ参照)

【質疑応答】
 アンケートの内容はどのような形で生かされるのか。(事務局)新市建設計画の協議の中で活用されるように検討していく。

先行調整項目等の調整方針(案)について
 先行調整項目92項目、その他の項目6項目の合計98項目の調整方針案について、各小委員長から報告があり、承認されました。

【質疑応答】
 消防団員の報酬はどうなるのか。(事務局)今後、専門部会での協議を経て、行財政小委員会で検討していくこととなる。

公社等の決算状況や土地の時価評価は概要版に掲載されるのか。(事務局)掲載は予定していない。(小委員長)再三議論したが、現在、簿価方式の取り扱いであることや、株主等との関係など大変難しい問題を抱えているという実態を認識した上で、承認することとした。

医師の給料表の取り扱いはどのようになるのか。(事務局)地域医療のあり方の検討と併せ、今後、協議していく。情報化の推進については、合併時点で計画のようなものができるのか。

/(事務局)システム統一や情報網整備について、今後、情報担当者で協議の予定である。
 介護保険料の試算はしているか。(会長)どの程度の介護保険料になるのか、今ある制度を基に検討する。

水道料金はどの程度になるのか。(事務局)現在、専門部会で詰めている段階。小委員会に提案するまで、もう少し時間をいただきたい。

協議事項

今後のスケジュールについて 合併の方向性を判断する時期を、2月中旬を期限とする修正案について協議し、原案のとおり了承されました。